



2011. October 10月号

発 行:東京税理士会

情報システム委員会

字:山川 巽(江東東)

税理士情報フォーラム2011

平成23年11月15日(火)

午前10時~午後5時 主催:東京税理士会情報システム委員会 共催: 東京税理士会データ通信協同組合 場所:東京税理士会館本館



研修ポイントが加算されますので ご来場の際は研修受講履歴カードをご持参ください。



イベント展示

2階 「災害に強い税理士事務所」

今年のフォーラムでは、災害によるデータの喪失やパソコンの破損等に 対し、事務所で行っている対処方法をテーマに取り上げます。

午前

- ·東北税理士会被災事務所の実体験 木幡 仁一(東北税理士会)
- ・東京税理士会被災事務所の実体験と具体的対応 髙橋 邦夫(浅草)
- ・小さな事務所のBCP(災害に遭遇した場合の事業継続計画) 濱川 久子(日本橋)

午後

- ・関係者との連絡方法及び周辺準備機器 菅沼 俊広(中野)
- ・ペーパーレスから電子申告へ(事務の効率化) 安田 信彦(日本橋)
- ・被害と情報の見える化で被害軽減を!
- ~バックアップの二重化と作業環境の再構築~ 斎藤 潤一(荒川)
- ・無料や廉価なバックアップと復元(システムとデータ) 矢崎 義光(西新井)
- ・番号制度と税関係の電子申告に関して先進事例の紹介 廉 宗淳氏 (e-corporation.JP CEO)
- ※各講演時間は30分を予定しています。内容は一部変更になる場合もあります。 なお、当日の模様をUstreamにて配信する予定です。

「IT何でも相談室」

情報システム委員会の委員が相談に応じます。是非ご利用ください。

来場者特典

11月15日当日、来場者先着100名に USBメモリー(4GB)を

ゼント!!

※画像はイメージです。実際の製品とは異なる場合があります。

閉会式においてプレゼント抽選会も行います。

アクセス

千駄ヶ谷 国立競技場

東京税理士会館本館

渋谷区千駄ヶ谷5-10-6

J R :代々木駅東口より徒歩7分

:千駄ヶ谷駅より徒歩7分

都営地下鉄大江戸線:代々木駅より徒歩7分

:国立競技場駅より徒歩7分

東京メトロ副都心線:北参道駅より徒歩7分

地階

「DocuWorks」

今年も富士ゼロックス(株)のご協力をい ただき、DocuWorksの使用について研 修を行います。電子申告、ペーパーレスの 事務所経営と大変相性の良いソフトです ので、この機会に何でもご相談ください。

今後の電子申請に向けたトレンド(前編) ~番号制度がもたらすプッシュ型行政サービスの展望~

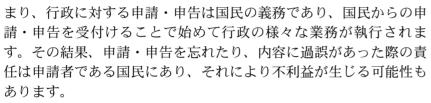
情報システム委員会では9月6日に電子申告推進委員会議を開催しました。各支部電子申告推進委員 に対し、今年度の電子申告利用促進に関する今後の考え方や本会が実施する具体的施策を説明しまし た。その会議の中の記念講演として電子データの巧みな活用方法についてお二人の方にお話頂きまし た。今回は、そのお一人から今話題になっている番号制度についてのお話です。

講師はNPO法人東アジア国際ビジネスセンター(EABuS)事務局長である安達和夫氏です。同法人は 「デジタルネットワークの利活用による、国際的に魅力あるビジネス環境の実現」を活動理念とする内 閣府認定のNPO法人です。前後編2回にわたってお届けします。

プッシュ型行政サービスとは

政府は社会保障・税番号大綱を6月30 日に発表しました。大綱が法制化される と、全ての国民を対象とした番号制度が 構築されることになり、行政サービスに とっても大きな変革の機会になると考え ております。

日本の行政サービスは、長年にわたり 「申請主義」を前提としていました。つ



一方、海外の先進諸国では「プッシュ型行政サービス」が急速に 進展しています。国民に対する申請・申告すべき内容の告知や、内 容の確認等が文書による通知もしくはインターネット等を通じて行 われ、手続の漏れや過誤を防ぐことで、国民の不利益を極力抑える 努力がなされています。

また、プッシュ型行政サービスは申請の効率化にも大きな貢献が 期待できます。例えば、今日の日本では申請を行う際に必要な住民 票や印鑑証明などの証明書類は、それらが保管されている管轄の窓 口で交付を受け、証明書を添付した上で申請を行うことになってい ますが、プッシュ型行政サービスでは証明書類は行政のバックオフ ィスで交換されるため、申請をワンストップで完結させることがで きます。

こうしたプッシュ型行政サービスは、国民に付与された番号によ り個人の情報を連携させることで成り立ちます。番号制度は、新た な行政サービスに向けた変革の契機と位置づけることができます。

海外の電子申請の先進事例

プッシュ型行政サービスの典型的な海外事例を、いくつか紹介し たいと思います。

デンマークでは、市民向けポータルを介した行政サービスが普及 しています。その中でも特徴的なポータルが「My-Page」と呼ば れる個人向けポータルで、電子証明書によりMy-Pageにログイン すると、行政機関が保有している自分や家族に関連する情報が一覧 表示されます。過去に行った申請内容や、申請可能な助成金や交付 金の案内、利用可能な教育や福祉施設などの情報が表示され、申請 や予約がその画面から行えます。

スウェーデンでは、「記入済み税務申告」による申告の簡便化がな されています。毎年1月に関係する機関から、給与支払情報や銀行 の利子、不動産売却益、有価証券取引益等の情報が国税庁に寄せら れ、4月に「記入済み税務申告書」が納税者に郵送されます。納税 者は内容を確認し、5月末までに回答を行うことで申告が終了しま す。訂正事項があれば郵送もしくはインターネットで回答し、修正 がない場合はSMS(メールの一種)や電話等で国税庁に一報を入

れるだけで申告が完了する仕組みです。

韓国では、スウェーデンの記入済み税務申告に似たサービスを、 インターネットを介した「Home Tax」と呼ばれるサービスで実 施しています。Home Taxにログインすると、個人の年間の給与 所得や金融所得、医療費、教育費などが記載された画面が表示され、 訂正箇所を画面上で入力することで申請が完了します。(図1参照)



(図 1 韓国のHome Tax)

また、韓国では、事業者の売上実態を確実に把握するために、消 費者向けの税額控除制度が導入されております。総給与額の20%を 超過する現金使用額の20%が500万ウォンを限度として年末調整時 に所得控除の対象となります。買物時に「クレジットカード」もし くは「現金領収書」を提示すると、店の端末から国税庁にリアルタ イムで住民登録番号と購入金額が伝達され、現金使用額が国税庁に 記録され年末時に控除され、そこの結果がHome Taxに反映され ます。

番号制度の役割

さて、これら海外の電子申請が実現している背景には、個人を特 定するための番号制度が前提になっています。行政機関には個人に 関わる膨大な情報が蓄積されていますが、それらの情報を目的に応 じて関連付ける上で、番号は欠かせない制度と言えます。

デジタルネットワーク社会と呼ばれる今日では、インターネット を通じて様々なサービスが提供されていますが、見えない相手に対 して本人であることを証明したり、本人が提出した文書であること を証明するための印鑑に代わる手段が必要になります。その手段と して、電子認証や電子署名といった技術が用いられますが、これら の基盤になるものが、本人を識別するための番号です。つまり、番 号制度はデジタルネットワーク社会における社会基盤の役割を担っ

政府が導入に向けた検討を進めている社会保障・税番号も、こう したデジタルネットワーク社会における社会基盤として期待される ものです。

(以下11月号につづく)



·日時:平成23年**10**月**17**日(月)

午後1時~2時

▶場所:東京税理士会館2階 会議室

「魔法陣で財務諸表データ インポート機能拡充」

拡張科目増加で対応範囲大幅拡張

・エラー科目を再設定し、即時再取込可能

・新機能で使いやすさが向上

※データインポートを中心に開催します。

定員: 先着20名

講師:東京税理士会情報システム委員会委員

対象:本会会員、事務所職員 ※無料

事前申込制です。メール、お電話でお申し込みください。 e-mail: johosystem@tokyozeirishikai.or.jp

※タイトルを「ミニセミナー申込」としてください。 (記載事項(①支部、②登録番号、③氏名)

TEL: 03-3356-4467 (東京税理士会事務局業務研修課)